

# ういっしゅ WISH!

## 第26号

2020年10月発行

特定非営利活動法人  
湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 相川 裕  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22

永井ビル3階

電話・FAX 0467-85-6660



## 新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）対応への ご理解ご協力をお願い

新型コロナの感染拡大に伴い、2020年4月7日には緊急事態宣言が発せられました。成年後見支援センターでは、感染防止に向けて、以下のような細心の対応を続けております。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・相談員は勤務前に体温を測り、体調がすぐれない場合は勤務を控えています。
- ・室内の換気は、窓を開けるなど十分な留意をしています。
- ・勤務開始前には、室内の清掃や備品、面談テーブル、会議用テーブル、ドアノブなどの除菌を行い、面談終了後にも同様に清潔な環境の維持に努めています。
- ・相談者来所の際には体温チェック、手指の消毒、マスクの着用をお願いし、体調の確認をさせていただいたうえで面談をお願いしています。
- ・相談者と相談員の距離を適正に保ち、飛沫飛散防止パネルでの仕切りを設けています。
- ・緊急事態宣言中の講演会、出前ミニ講座は中止とし、訪問相談は緊急ではなかったため、資料の郵送と電話での対応として、宣言解除後に訪問しました。宣言解除後も3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるなど感染防止に可能な限りの配慮をしています。



- ・緊急事態宣言中のスタッフ会議は、セキュリティを厳格に守ってメール対応とし、5月からはPCソフトSkype(スカイプ)を使用したWeb会議に移行、宣言解除後はWeb会議と実際の会議とを併用しつつ実施しています。

新型コロナへ感染する不安は、依然続いています。成年後見支援センターでは、引き続き感染防止に細心の注意を払い、利用者が安心して相談が受けられるように取り組んでまいります。

## 2019年度 成年後見支援センターの相談概要

成年後見支援センター(以下「当センター」)の2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における相談支援の概要をご紹介します。

2019年度(以下「当年度」)の相談件数121件、相談回数396回(家庭裁判所への同行を含む)、相談者の延べ人数457名のうちの一部のご紹介となりますが、紙幅の関係上ご了承ください。



### 1. 継続的な相談が増加しています。

申立相談に始まり、後見開始後毎年の定期報告も5年(5回)と長期間にわたる相談支援を行っているケースがあります。当センターの業務開始から12年を経過したことから継続相談の増加も当然のことと受け止めています。

### 2. 親族後見人からの相談が多くなっています。

当センターは主として市民を対象にした相談機関であることから、相談者(親族後見人)からの相談が多くを占めています。後見相談に付随する「生活保護」、「自己破産」、「金銭搾取の疑い」など生活に直結する問題も含まれます。

また、申立人の家庭裁判所への申立てに同行する支援も行いました。

### 3. 専門職の方とのマッチングをお手伝いします。

相談者(親族)からの後見人推薦依頼に対し、専門職団体から推薦された方と本人、相談者(申立人・親族)との顔合わせを行い、関係者の合意のもとに候補者として申立てを行ないました。

### 4. 地域の関係機関と連携しています。

当年度は「ケース会議」を5回(3件)開催しました。ケース会議の参加メンバーは本人、関係機関の職員、専門職(後見人若しくは候補者)と当センターの職員です。家族関係、多重債務や虐待が疑われるなど複数の課題を抱える事案は「ケース会議」を開催して関係者の連携強化を図りました。

### 5. 権利擁護を実現する成年後見制度の連携を図ります。

当法人のオンブズマン活動で本人の希望がなかなか実現できないと思われる事案が、当法人の権利擁護会議で報告がなされました。その後本人自身が当センターに来所されて、後見制度利用の希望を熱心に訴えられました。その後は多少の紆余曲折がありましたが、最終的に保佐開始の審判を得ることができました。オンブズマン活動と当センターの連携が功を奏した事例の一つのとしてご紹介します。

## 6. 審判の結果をご連絡ください。

家庭裁判所の審判書を受け取ったときは、当センターに報告していただくよう、以前から相談者（申立人）にお願いしております。この報告をいただく目的は、家庭裁判所の最近の後見業務の取扱い状況などを知ることにより、当センターの後見業務に役立てるためだけでなく、相談者の皆様にも家庭裁判所の最新の情報（審判が出るまでの期間など）として提供するためです。

なお、今年度（8月）からは申立準備が完了した際に、相談者に「センターからのお願い」の書面をお渡しして審判結果の報告のご協力をお願いしています。

### < 成年後見支援センターからのお願い >

家庭裁判所への申立て書類の提出が終わり、受理面接後に申立人宛に審判書が特別送達郵便で送られてきます。以下の事項をセンターにお電話でお知らせください。

- 1 ご本人のお名前
- 2 審判は後見か保佐か補助の開始か
- 3 親族が後見人に選ばれた場合はお名前とその続柄
- 4 専門職後見人が選任された場合は職種  
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
- 5 審判書の日付

成年後見支援センターでは相談業務の改善、向上のために活用させていただきます。茅ヶ崎市との委託契約に基づき、守秘義務は厳守します。



## 「成年後見申立書の改定について」

2020年4月、成年後見申立関連の書類が初めて、大幅に改定されました。大きく変わった点は、すべての家庭裁判所が同じ様式を使用することになったこと、また全体的にわかり易く、あいまいな所が少なくなり、書き易い様式に変わった事です。

その他の変更点ですが、診断書については、医師が診断書を作成するに当たって、福祉関係者が有している本人の日常生活状況や本人のおかれた家庭的・社会的状況に関する情報（本人情報シートが新たに設けられた）も考慮してもらえるようになりました。

また、希望すれば、申立書の内容に関し「非開示希望申出」を提出できることが明示されました。

その他、申立書を作成するにあたって、申立人が記載することができないときは、本人の事情をよく理解している人が記載できることも明示されました。



## 出前ミニ講座の報告

### < NPO法人 茅ヶ崎ユニバーサルデザインスクエア「楽庵」 >

2020年7月10日(金)午後3時20分より地域活動支援センター「楽庵」にて、出前ミニ講座を開催しました。利用者の家族へ情報を提供するとともに、スタッフの成年後見制度の理解と学習を目的として“「親なき後」のために考える成年後見制度”を主なテーマとしました。

はじめに成年後見制度の概略説明を行い、続けて余命なきお母さんの息子さんへの親なき後のためへの準備の実例を紹介し、その後、「親なき後」のために考える「親あるあいだの準備」について具体的にお話しました。また、事前の要望もあり“成年後見制度、任意後見制度と家族信託の比較”についても紹介しました。7つの具体的事例の紹介では、後見人を必要とする



判断能力の問題や、被後見人のお小遣いについて質問がありました。

全体を通して、親なき後のためにお金を残すことだけでなく、地域における支援の人間関係を残すことが大切であることを理解していただきました。受講者アンケートでは「もっと身近なこととして考えていくきっかけになった。」等の感想をいただきました。

### < 出前ミニ講座 お受けします >

成年後見支援センターは、成年後見制度について、より多くの方々に広く理解していただくための『出前ミニ講座』をお受けしています。自治会・町内会、老人クラブ、ふれあいいきいきサロン、施設等の福祉関係者の会合、親の会など、少人数のお集りへ出向いて開催いたします。興味のある方、お気軽にお申込みください。

- ◇ 内容： 成年後見制度の基本的な説明  
成年後見人の役割  
財産管理や身上監護の現状 など

- ◇ 費用： 資料代のみ、1人100円



### 編集後記

- ・後見人も本人情報シートの活用を (C)
- ・相談者の「ありがとう」の一言が活力剤 (Y)
- ・コロナ対策、権利擁護の視点も大切 (H)
- ・後見制度の利用には欠点もよく考えて (S)
- ・人生後半、丁寧に大切に生きたいものです! (M)
- ・目的は 権利擁護・意思決定支援 (T)
- ・人と地域とつながっていても制度は必要 (I)

特定非営利活動法人  
湘南ふくしネットワークオンブズマン  
**成年後見支援センター**  
住所:茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階  
電話・FAX 0467-85-6660  
月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)  
相談料無料・個人情報はず必ず守ります・要予約